## 厚木市学校整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)第36条第6号及び厚木市住みよいまちづくり条例施行規則(平成15年厚木市規則第53号)第33条第6号の規定に基づき、学校整備について必要な事項を定めるものとする。

(立地の条件)

- 第2条 事業者が確保する学校用地(以下「用地」という。)の立地の条件は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 開発区域内で利便性があり、一団で平坦な用地
  - (2) 2 辺以上が公道に接し、1 辺は幅員 12 メートル以上の公道に接する用地
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる基準によりがたいときは、別に 厚木市教育委員会と協議するものとする。

(用地の面積)

- 第3条 事業者が確保する学校用地の面積は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令(昭和33年政令第189号)第3条第1号並びに小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)とする。なお、学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)第4条の別表に規定する給食調理場の面積以上を加算するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる基準によりがたいときは、別に厚木 市教育委員会と協議するものとする。

(その他)

第4条 事業者は、前2条に定めるもののほか、必要な事項について、厚木市教育委員会と協議をするものとする。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。